

入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札に付します。

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

1. 競争入札に付する事項

1-1. 件名

「エアバッグ類車上作動処理現地監査」に係る委託業務一式

1-2. 業務内容

(1) 主たる業務

・自動車に搭載されたエアバッグ類が確実に全数処理されているかの確認および、不適正業務が発見された場合の指導を、解体業者に訪問(現地監査)して行う。

(2) その他の業務

- ・現地監査の事前業務として、事務局業務(訪問アポイント、通知書送付等)を行う。
- ・現地監査の事後業務として、現地監査における指摘事項が改善されるまでのフォローアップ等を行う。
- ・自動車再資源化協力機構(以下、自再協という)への現地監査結果報告(月次・年次)を行う。
- ・詳細については、別途調達仕様書に記載(一次選考後に送付)

1-3. 対象となる解体業者

- ・自動車リサイクル法第60条における解体業の許可を有し、かつ自動車メーカーから委託を受けてエアバッグ類を処理(車両にエアバッグが搭載されたままの状態で作動させる処理方法)する解体業者が、日本全国に約2500社存在する。
- ・訪問対象業者数は、契約業者数(約 2500 社)のうち、年間 350 社(月間 30 社)程度を目安とする。
- ・訪問対象地域は、日本全国(北海道～沖縄)とする。

1-4. 委託予定期間

2010 年 4 月 ～ 2012 年 3 月(2 年間)

※但し、業務遂行に関して双方協議の上、期間を短縮もしくは延長する場合がある。

※現地監査業務開始前に2～3ヶ月程度の準備期間を設定する

※最終結果報告書を提出した時点で本委託業務は完了とする

2. 競争入札参加資格

2-1. 特定条件

次の(1)～(4)を満たす者であること。

(1) 自動車に関する知見を有すること。

(2) 自動車リサイクル法に関する知見を有すること。

- (3) JISに基づく品質監査または環境マネジメントシステム監査等、各種監査業務を行った経験があること。
- (4) 解体業者との利害関係がないこと。(例: 解体業の許可を有していない、解体業者と資本関係がない等)

2-2. 一般条件

次の(1)～(6)を満たす者であること。

- (1) 成年後見人、被保佐人、若しくは破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団等反社会的勢力に該当していないこと。「暴力団等反社会的勢力」とは以下のものを指す。
 - ※ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(「暴力団等反社会的勢力」という)であり、または暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、または関与していること。
 - ※ 自社若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会勢力の威力等を利用するなどし、または利用していたこと。
 - ※ 暴力団等反社会勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、または関与していたこと。
 - ※ この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」に違反し、または刑法第 204 条、206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは、第 247 条の罪若しくは「暴力行為等処罰に関する法律」の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (4) 廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者でないこと。(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)
- (5) 本委託に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)の規定による再生手続開始がなされていないこと。

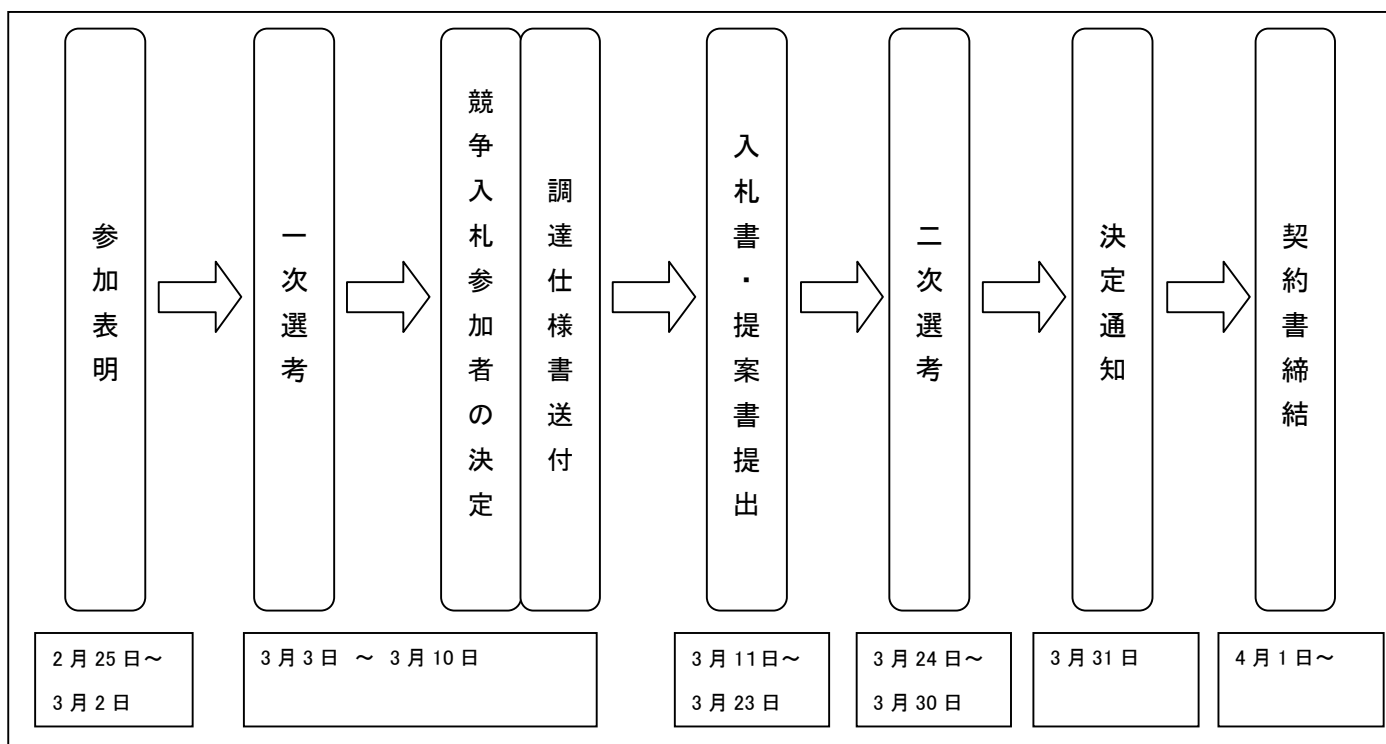
2-3. 競争入札参加資格の欠格

競争入札参加を表明した者が上記2-1. 特定条件および2-2. 一般条件に鑑み、自再協が競争入札参加資格を満たしていないと判断した場合、本入札には参加できないものとする。この場合、自再協は別途、その旨を通知するものとする。

2-4. 入札者の義務

- (1) 本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。また、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (2) 第三者(関連会社を含む)への再委託はできない。
- (3) 入札者は、提出した入札書・提案書等について自再協から説明を求められた場合は速やかに説明しなければならない。

〔入札・選考の流れ〕



3. 参加表明(一次選考)

競争入札参加資格を満たし、かつこの一般競争に参加を希望する者(競争入札参加希望者)は、次の書類を提出期限内に、以下の提出先まで提出しなければならない。

- 1) 参加表明書
- 2) 参加希望申告書
- 3) 参加を希望する者の会社案内などの資料(※)

※会社名・設立年・資本金・代表者・役員・従業員数・事業内容・会社の沿革・取引銀行・関連会社名が記載されているもの。

3-1. 提出期限

上記書類を全てそろえた上で、以下の期間内に3-2. に示す場所に書留郵便、または宅配便で提出すること。

2010年2月25日(木)～2010年3月2日(火) 17時必着

※ 郵送以外の方法(FAX・電子メール(添付ファイル)・持参)は受けられません。

※ 提出書類は返却できませんのでご了承ください。

3-2. 提出先

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 業務部 担当 鍋谷

4. 競争入札参加者の決定など

4-1. 競争入札参加者の決定

提出された参加表明書(参加希望申告書)・会社資料などから以下の観点をもとに、自再協が適当であると判断した入札者を競争入札参加者として選定する。

本委託業務入札後に競争入札参加者として選定した事業者について、重大な法令違反等が確認された場合、破産または会社更生若しくは民事再生の申立があった場合はその事業者の競争入札参加者としての資格を取り消すものとする。

※自再協の契約の相手方として資力・信用の状態等が適正かを審査するため、追加に必要な書類をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

- 競争入札参加資格を有していること
- 不誠実な行為の有無(当該業務を確実に実施できる体制にあること)
- 会社規模・信用状況
- 各種監査・調査業務の実績
- 各種監査・調査業務の実務能力
- 監査実務を行う監査員は、競争入札参加者の社員または契約社員であり、問題があった際は競争入札参加者が責任を持って対処できること

4-2. 通知の時期及び方法

競争入札参加者として選定された事業者については、入札書類の提出期限から概ね 1 週間以内に自再協より調達仕様書を送付し、これをもって競争入札参加の通知とする。

5. 入札書・提案書の提出(二次選考)

競争入札参加者として選定された事業者のうち、この一般競争入札に参加を希望する者は、調達仕様書に基づいて次の書類を提出期限内に、以下の提出先まで提出しなければならない。

- 1) 入札書
- 2) 入札価格内訳書
- 3) 提案書
- 4) 3ヶ月以内に発行された登記簿謄本または抄本

5-1. 提出期限

上記書類を全てそろえた上で以下の期間内に3-2. に示す場所に書留郵便、または宅配便で提出すること。

2010年3月11日(木) ~ 2010年3月23日(月) 17時必着

※ 郵送以外の方法(FAX・電子メール(添付ファイル)・持参)は受け付けられません。

※ 提出書類は返却できませんのでご了承ください。

5-2. 説明会

競争入札参加者を対象に、本委託業務の詳細を記載した調達仕様書の送付をもって説明会に代えるものとする。なお、調達仕様書に関する質問は5-1. に示す期間内に入札者自身が電子メール(日本語)で行うこととする。

6. 落札者の決定方法

総合評価落札方式

予定価格の制限の範囲内で、自再協が調達仕様書で指定する要求事項をすべて満たす提案をした入札者の中から、自再協が定める総合評価の方法(入札価格のみならず、専門的な技術やノウハウ等の技術的要素、企画内容の創意工夫などの諸条件を総合的に考慮する)をもって落札者を定めるものとする。

さらに、最廉の入札価格であっても、その者による当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、評価のもっとも高い者を落札者とすることがある。

落札結果については、落札者決定後、自再協のホームページにて公表する。

7. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるもの
- (2) 提出期限に必要な書類等が提出されなかったもの
- (3) 入札結果に影響を与えるような工作が行われたもの
- (4) 所定の方法以外で関係者に直接、間接を問わず質疑し、もしくは指導を求めたもの

なお、入札手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、厳しくこれを排除すべく必要な措置を講じる。

7-1. 不正な共同行為に関する提供情報への対応

競争入札参加者間で事前に不正な取り決めなどが行われている情報が自再協に寄せられ、自再協が不正の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合については、原則として契約相手の選定手続きを一旦中止し、入札方法等を変更した上で契約相手を選定する。

8. その他

8-1. 入札に係る費用

入札に必要な費用、見積書および技術資料の作成、提出および説明に関する一切の費用は競争入札参加希望者及び競争入札参加者の負担とする。

8-2. 入札及び契約手続において使用する言語、通貨および単位

日本語・日本国通貨・日本の標準時及び計量法(平成4年法第51条)に限る。

8-3. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8-4. 入札の無効

競争入札参加資格のない者の提出した入札書、競争入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

8-5. 契約書の作成

落札者は、本業務の契約書を自再協と協議のうえ作成する。

8-6. 支払い条件

契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問い合わせ先

入札に関する質問は3-1. および5-1. に示す期間中に入札者自身が電子メール(日本語)にて行うものとする。

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 業務部 担当 鍋谷

メールアドレス: airbag-nyusatsu@jarp.org

件名: 入札に係る質問について(御社名)

※ 電子メール以外の方法での問合せは受け付けられません。

※ 入札者以外の方からの問合せなどには回答いたしません。

以上

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

<http://www.jarp.org/>